金融機関の証券業務に関する内閣府令(平成十年大蔵省令第三十五号)(第三十九条関係)

現行
(令第十七条の三の二第一号に規定する有価証券)
証券は次に掲げる有価証券とする。
一法第二条第一項第五号の三に掲げる有価証券のうち、令第十七
条の二第二項第一号イから八までのいずれにも該当しない有価証
券
社債券であつて、前号に規定する有価証券、株券 (法第二条第
一項第五号の二に規定する優先出資証券を含む。)、新株引受権
証書(令第一条の五第一号に規定する優先出資引受権証書を含む
。)、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券によ
り償還することができる旨の特約が付されているもの(当該社債
券の発行会社以外の会社が発行したこれらの有価証券により償還
することができる旨の特約が付されているものに限る。)
(適用除外行為)
ー頁にごし書こ現定する内閣府令で定めるものは、司条第一頁第五第十八条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第
号に規定する行為のうち、次に掲げるものとする。

ができることを内容とする契約を締結する行為 というできることを内容とする契約を締結する行為 という (法第六十五条の四の規定により読み替えて適用する法第四十二条第一項第五号に規定する売買の別をいう。以下この条において同じ。) 第五号に規定する売買の別をいう。以下この条において同じ。) 第五号に規定する売買の別をいう。以下この条において同じ。) 次のイから二までに掲げる者のうち外国において証券業を営む 次のイから二までに掲げる者のうち外国において証券業を営む

下この条において「外国子会社」という。)
「いう。以下この条(口を除く。)において同じ。)の百分の五いう。以下この条(口を除く。)において同じ。)の百分の五決権(法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権を決権(法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権を

人その他の団体(以下この条において「外国親会社」という。己又は他人の名義をもつて所有されている場合における当該法口において同じ。)の百分の五十以上の議決権に係る株式を自決権(法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この口 当該登録金融機関が、外国の法人その他の団体に総株主の議

団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式若八善当該の登録金融機関外国親会社が、外国の他の法人その他の

次のイから二までに掲げる者のうち外国において証券業を営む、次のイから二までに掲げる者のうち外国において証券業を営む、次のイから二までに掲げる者のうち外国において証券業を営む、次のイから二までに掲げる者のうち外国において証券業を営む、次のイから二までに掲げる者のうち外国において証券業を営む、

いう。) 当該登録金融機関が、外国の法人その他の団体に発行済株式口 当該登録金融機関が、外国の法人その他の団体に以下この条において「外国親会社」と 当該登録金融機関が、外国の法人その他の団体に発行済株式

団体の発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上八当該登録金融機関の外国親会社が、外国の他の法人その他の

おける当該他の法人その他の団体しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合に

おける当該他の法人その他の団体しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合に団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式若二 八に規定する法人その他の団体が、外国の他の法人その他の

該他の法人その他の団体も、また、当該登録金融機関の外国親会社出資を自己又は他人の名義をもつて所有されている場合における当法人その他の団体も、また、当該登録金融機関の外国子会社が、外国の他の法人その他の団体の当該登録金融機関の外国子会社が、外国の他の法人その他の団体の当該登録金融機関の外国子会社が、外国の他の法人その他の団体の当該登録金融機関の外国子会社が、外国の他の法人その他の団体の当該登録金融機関の外国子会社では出資にが、が国の他の法人その他の団体の当該の法人をの他の団体の当該登録金融機関のが国子会社では、前項第一号において、当該登録金融機関及びその外国子会社では、前項第一号において、当該登録金融機関及びその外国子会社では、前項第一号において、当該登録金融機関及びその外国子会社では、

3場合に | の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもって所有してい

る場合における当該他の法人その他の団体の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもって所有してい団体の発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上一 八に規定する法人その他の団体が、外国の他の法人その他の

<u>-</u>| 5五 (略)

3~5 (略)

3~5 (略)

とみなす。